

右自分に相願指扣罷在候。

二千石

家老 久松 清左衛門

右家老職被指除候。

七百石

奉行役 穂坂太郎右衛門

右久兵衛と申談、段々不届の儀有之、九歳に罷成候男子と共に遠島。

五百石

足輕頭、軍役兼帯 脇坂五郎左衛門

右久兵衛指圖を相守、下役の者共の内と聞役と號し、末々迷惑に及候事有之候由。其上重罪の品有之、於島打首に罷成候。

五郎左衛門悴五人

右三箇所の嶋々へ遠島。

右五郎左衛門手先に付聞役の者共。

桐山 次郎兵衛 安岡 十左衛門

大塚 此助 大谷貞野右衛門

富谷 平六 井上 多助

此六人入牢

久兵衛養子與平辨之助は、實隱岐守殿弟に候處、去年久兵

事に存じ、其内一人或時前へ罷出候序に、右十二人の女中鷹野に被召連候事、御止被成可然候。江戸表へ相聞不可然候。御代々無之儀に候旨諫申候。不機嫌ながら其座は事濟候。翌日家老共居申席迄被申出候は、鷹野に召連候女十二人、不殘殺害可致候旨に付、何も是は某へ御當り被成、被仰出候ものと存候。此儀は拙者へ可被任と申、則罷出候て申候は、女十二人御殺害と申儀、可有様も無御座事。其上女中何れも何の咎仕候や、若罪科御座候共女十二人と申儀は、江戸へ御親無之ては難成事に候旨申候處、彼此難問共有之に付、左様に思召候はゞ私を御手討に成共可被遊と申候處、手討に成間敷と存候やとて、脇刺にて被切懸候。身を引披き候へば、面に少計り疵付候。其儘取留可申と仕候内、切先陰囊へ被切付候へ共、押候て其脇刺をば近習の者へ渡し、家老共席へ迄退出其様子を申聞、駕籠にて私宅へ歸り候。男子二人有之候。其者共へ申聞候は、今日か様の趣にて御手打に逢候。陰囊の疵強候て相果申にて可有之候。急病にて相果候と沙汰可仕候と申置即日相果候。せがれより其段家老共へ申達候は、御勘氣にて相果候親共に候へば、御に

衛養子に被申付、久兵衛宅に同居仕候。此度の騒動に付被取返候て、稱號も久松直次郎と被改。右騒動の基本は不慥候へ共、茶堂千宗安宗且孫にて宗室子也氣に入不申事有之、手打に被仕候處、其首尾致露顯候ては、隱岐守殿ために不宜事有之旨に付、深く隱密に仕候。乍然宗安無之候ては、隱密にも難成に付、別人を茶堂に仕立、千宗安と爲名乗、手討は虚説の様子に被作置候。此事より起り候て、畢竟隱岐守殿を其分に仕置候ては家も難立、家中も難續可有之候。毒害いたじ可然と申者、其數十人に及候。但此儀は至て大切成事に候。不入事と申者も數十人に及候て、家老以下二つに成り不埒千萬成事、畢竟は公儀御裁所にも可及やと申内、右の通り仕置被申付候旨。又一説には常に仕置不宜候に付、當夏百姓申合三千五百人計、加藤遠江守殿領分豫州大洲へ立退候。此儀は内證にて取扱、七月中不殘立歸候由也。

一、丹羽左京大夫の不行狀

二本松城主丹羽左京大夫高寛、此人も至て小身にて本家相續。御實父丹羽近江守殿。西丸御小將御番頭千五百石、初は五郎左衛門と云。五百石。高寛於二本

松鷹野の節、美女十二人供に被召連候。家老共寄合氣之毒成

くしみ可有御座候。御暇願可然やと申候處、此節御暇願時とは不存候。假令願候とも御沙汰有之間敷候。兩人可有料簡事と存候旨申聞候。扱又父の遺骸葬送も仕廻候て、城下立退江戸へ罷出で、御實父近江守殿宅へ罷越申達候所、兩人共其宅に被留置候由。其以後家老共申談じ、隱居願申などゝ申事にて候へ共未慥候。

一、大久保出羽守の驕泰

相州小田原の城主大久保出羽守忠興、是も小身よ、り相續之由。近年入部の處、初て家老共以下目見有之時、各脱斗目布上下にて詰懸候。ぬしは白衣にて火燵に居被申候て、先づ家老共可罷出と有之に付罷出候へ共、烟管くはへながら挨拶有之候。依之家老共、江戸より附從罷越候者共へ申候は、至て御小身より御相續被成候故、御作法も御存知無之と存候。御代々拙者共御目見申上候時は勿論の儀、平生とても御白衣の事は無之候。然處只今不存寄御會釋、表向の者へ如何可申や、此趣を被申上候様にと申候。則其段申達候へば、扱々田舎者共故江戸の御様子を不存故也。何れも重て爰へ罷出候様に可仕候。可申聞事有之旨被申候故、重て罷出候處、皆の